

(機械警備業務管理者欠格用)

## 誓 約 書

私は、警備業法第 42 条第 3 項において読み替えて準用する第 22 条第 4 項各号に掲げる

- 1 未成年者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- 4 最近 5 年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第 1 条各号に掲げる行為をした者
- 5 集団的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第 2 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 3 年を経過しないもの
- 7 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 8 精神機能の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者
- 9 警備業法第 42 条第 3 項において読み替えて準用する同法第 22 条第 7 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより機械警備業務管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して 3 年を経過しない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

北海道 公安委員会殿

年 月 日

住 所

氏 名

別記様式第13号（第42条、第63条関係）

※ 資料区分		※ 受理警察署					(			署)
※ 受理番号		※ 受理年月日				年		月		日
※ 資格	1. 警備員指導教育責任者 2. 機械警備業務管理者									
※ 資格者証交付年月日				年		月		日	※ 種別	
※ 資格者証交付公安委員会				※ 資格者証の番号						

警備員指導教育責任者 資格者証交付申請書  
機械警備業務管理者

警備業法施行規則 第42条第1項 第63条第1項において準用する同令第42条第1項 の規定により 警備員指導 機械警備業

教育責任者 資格者証の交付を申請します。  
務 管 理 者

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名

(フリガナ) 氏 名											
住 所											
	電話 ( ) ー 番										
生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日			
	1	2	3	4	5						
本籍又は国籍									※		
講 習	講習を行った公安委員会の名称				公安委員会						
	修了証明書の番号										
	修了証明書の交付年月日						年		月		日

(警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする場合)

受けようとする警備員指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分	1号	2号	3号	4号
---------------------------------	----	----	----	----

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 「講習」欄の記載は、警備員指導教育責任者講習又は機械警備業務管理者講習の課程を修了した者のみ行うこと。
- 4 「受けようとする警備員指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(警備員指導教育責任者欠格用)

## 誓 約 書

私は、警備業法第 22 条第 4 項各号に掲げる

- 1 未成年者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- 4 最近 5 年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第 1 条各号に掲げる行為をした者
- 5 集団的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第 2 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 3 年を経過しないもの
- 7 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 8 警備業法第 22 条第 7 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して 3 年を経過しない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

北海道 公安委員会殿

年 月 日

住 所

氏 名